

## 賃貸借契約書

島根県（以下「借主」という。）と〇〇〇〇（以下「貸主」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

### （貸借物件）

第1条 貸主は、その所有する次の物件（以下「貸借物件」という。）を借主に賃貸し、借主は、これを賃借する。

物件の表示	物件名	島根県立青少年の家宿泊研修用寝具類
	所在地	出雲市小境町1991-2
	数量等	別添仕様書のとおり

### （用途）

第2条 借主は、貸借物件を宿泊研修用寝具の用に供するものとする。

### （賃貸借期間）

第3条 賃貸借の期間は、令和8年4月1日から令和12年11月30日までとする。

### （賃借料）

第4条 貸借物件の賃借料は、次のとおり貸主に支払う。

総額	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
月額	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
2	前項に規定する賃借料の各年度における支払限度額は次のとおりとする。	
令和8年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和9年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和10年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和11年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和12年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）

3 賃貸借期間に1年（月）未満の端数があるときは、賃借料は月割（日割）計算により算出した金額とする。

4 第1項の賃借料は、借主が貸主から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

### （公租公課）

第5条 貸借物件に関する公租公課は、貸主の負担とする。

### （遅延利息）

第6条 借主は、正当な理由によらないで賃借料を第4条第4項による指定

された期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率）で計算して得た金額に相当する遅延利息を貸主に支払わなければならない。

（売却の制限等）

第7条 貸主は、借主の承諾を得ないで貸借物件を第三者に売却してはならない。

2 貸主は、貸借物件に抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、借主の貸借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第8条 借主は、貸主の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

（貸借物件の現状変更）

第9条 借主は、貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ貸主の承認を受けなければならない。

（契約内容の変更等）

第10条 借主は、必要があると認めるときは、貸主と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、借主と貸主とが協議して定める。

（協議解除）

第11条 借主は、必要があるときは、貸主と協議の上、この契約を解除することができる。

2 借主は、前項の解除により貸主に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う契約の解除）

第12条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、借主は、この契約を変更又は解除することができる。

（契約の解除）

第13条 借主又は貸主のいずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 貸主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているときは、借主は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(貸借物件の返還)

第 14 条 借主は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、借主の負担においてこの貸借物件を原状に回復して貸主に返還しなければならない。ただし、貸借物件を現状において返還することを貸主が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 15 条 借主又は貸主のいずれか一方がこの契約に違反した場合又は第 13 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 16 条 この契約の締結に要する費用は、貸主の負担とする。

(協議)

第 17 条 この契約書に定めない事項又はこの契約に関して疑義があるときは、借主及び貸主が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、借主及び貸主の両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

借主 島根県松江市殿町 1 番地  
島根県  
島根県教育委員会教育長 野津 建二

貸主